

## 令和6年度第1回宮崎県国民健康保険運営協議会 議事概要

### 1 日時

令和6年8月8日（木）午前10時30分～正午

### 2 場所

宮崎県防災庁舎5階 防52号室

### 3 出席者

#### (1) 委員

藪内淑晶委員、佐藤則義委員、佐野裕一委員、福森一真委員、  
谷田貝孝委員（本協議会会長）、久保敦子委員、岩崎恵子委員、  
矢野憲男委員、川島康嗣委員

#### (2) 事務局

本田国民健康保険課長、その他国民健康保険課職員

### 4 議 題

資料に基づき事務局より説明し、その後、質疑応答を行った。

#### (1) 会長及び職務代理者の選出

委員の選挙により選任。

会長	谷田貝 孝
職務代理者	久保 敦子

#### (2) 第2期国保運営方針に基づく取組状況について（資料1）

委 員：「4 医療費適正化」の（1）特定健康診査実施率について、被保険者数が多いところは実施率が低く、被保険者数が少ないところは実施率が高い状況になっているが、何か実施率向上の方法に違いがあるのか。小さい所は色々な情報が行き届きやすい点もあるし、大きいところは色んな人がいてなかなか浸透しないということは予測できる。広報、マンパワーの違いがあれば教えてほしい。

事務局：県として色々と分析をしているところである。小さい自治体になればなるほど役所の保健師や特定健診担当者の目が届きやすい。防災行政無線での

受診の呼びかけや、集団健診とがん健診を同時に実施するなど、きめ細かい対応が行き渡りやすいという一言に尽きる。

大都市部は人口が多くなると一人一人に声が届くような働きかけは密度が薄くなっていく。今回でいうと5万人以上10万人未満規模での目標達成は今後の課題だと思っている。

ただ、継続して少しでも取り組んでいかないことには、特定健診実施率の数字が落ち込むのは目に見えている。昨年度からはAI分析を活用して、受診者のタイプを分析し、その人の心に届くような通知文を发出するという、特性に応じた働きかけを行う事業に取り組んでいる。

委員：健康に関する情報を得る機会として回覧板があるが、最近は自治会に入らない人も増えている。YouTube等色々とされているようだが、情報を伝える工夫が必要ではないかと思う。

委員：「3 保険給付の適正化」の(2)第三者行為求償事務の取組強化についてお尋ねしたい。もともと計画の中では、第三者行為求償と資格喪失後の受診により発生する返還金の2点が挙げられていたと思う。今回の進捗管理の中でも第三者行為求償事務が取り上げられているということは、第三者行為求償と過誤調整を合わせた債権のうち、第三者行為の分、いわゆる損害賠償請求のほうがウエイトが高いということか。

事務局：第三者行為求償事務を多めに書かせていただいている背景には、国の動きがある。第三者行為求償事務はかなり専門的な知識が必要であるが、小規模の市町村では職員数や時間も足りないという現状がある。そこで、都道府県のほうで事務について検討するようにとの動きが国からあったことを踏まえて、厚めに取り上げているという形になっている。

委員：第三者行為求償事務を国保連に委託しているが、協会けんぽとしても頭を痛めている話である。不正請求分と損害賠償請求分を合わせると、損賠賠償請求分が約7割を占めるがなかなか取り切れない。本来は裁判でもして回収したいところだが、法律上も難しい。本県だけでなく、全国的に国保連に委託していると思うが、特別な取り立てによる解消等、国保連の対応実績があるのか。

事務局：行政債権ではあるが、訴訟法上の位置づけは民事執行法ベースの話になるためなかなか難しい。通常の公債権とは異なり、督促状や差押え通知を

しても自力執行権で差押えることはできない。

実際の執行は債権者である各保険者にやっていただかなければならず、県も国保連も現時点ではサポートという形になる。

行政機関が訴訟を提起するには議会の承認が必要という点も大きな足かせになっている。

支払督促制度、少額訴訟制度といった訴訟を簡便化したものがあるが、少額訴訟制度は回数や請求額に制限がある。支払督促制度は相手方が異議申し立てをすれば、みなし訴訟提起として自動的に訴訟に移行するが、行政機関としてはハードルが高い。それなりに民事執行法の知識が必要なため、結果的に足踏みしてしまう。しかし、不良債権として残るわけであり、苦慮している自治体が全国的に多い実態にある。

委員：保険給付金というと平均で900くらいあるが、そのうち不良債権はいくらぐらいなのか？

事務局：手元に数字がなく、把握できていない。

現状を申し上げますと、本県の市町村は全て第三者行為を国保連に委託している。裁判といった困難な案件になると国保連でも対応できないため委託解除となり市町村に事例が戻ることになるが、市町村でもなかなか対応できない。年間数件はそういった案件が発生していると聞いている。

九州各県の状況をみると、他県でもこういった案件は数多くあり、福岡県は100件を超えているが、裁判まで進んだという事例はどこの県からも聞いていない状況である。

委員：こうした質問をさせていただいた背景に保険税水準の統一化の話がある。協会けんぽの場合は特に、延滞債権があるとその分が保険税率にはねてしまうという点がある。つまりは、延滞債権の回収に注力すれば、保険税率を下げられるのではないかという理屈である。

今は各市町村で保険税率が異なり、自治体は延滞債権や第三者求償にあまり関心がないかと思うが、内容が分かってくるとどうなっているのかが気になると思う。

事務局：こじれるところまでこじれると回収がなかなか難しいが、そんなに何百件も発生しているものでもない。規模の小さい市町村は対応が難しいという現実が依然としてあるが、国も今後国保税水準統一と絡めてプッシュしてくるものと思われる。留意しながら、市町村と協議進めていきたいと思う。

## 5 報 告

資料に基づき事務局より説明し、その後、質疑応答を行った。

(1) 令和6年度当初予算等について(資料3、4)

(2) 保険税水準の統一について(資料5)